#### 議案第89号

朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例制定について

朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月1日提出

朝来市長 藤 岡 勇

#### 提案理由要旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第53号)が本年8月2日に公布され、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うもののほか、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので書面等によることが規定又は想定がされているものについては、電磁的方法による対応が可能とされたことに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年朝来市条例第19号)の一部を次のように改正する。

目次中

- 「第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準
  - 第1節 利用定員に関する基準(第37条)
  - 第2節 運営に関する基準 (第38条―第50条)
  - 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (第51条・第52条) | を
- 「第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準
  - 第1節 利用定員に関する基準(第37条)
  - 第2節 運営に関する基準 (第38条―第50条)
  - 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)
- 第4章 雑則(第53条)

」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第7条第2項中「含む。」の次に「以下第40条第2項において同じ。」を加える。 第38条第1項中「第42条」を「第42条第1項」に改め、同条第2項を削る。

第40条第2項中「(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

第52条の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

- 第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。
- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)

により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、 当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
  - ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力 することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定 保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出 があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事 項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定 保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第1項中「第2項」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「同項第1

号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは、「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 議案第89号資料

朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行

第3章 特定地域型保育事業の運営に関 する基準

第1節利用定員に関する基準(第37条)第2節運営に関する基準(第38条—第50条)

 第3節
 特例地域型保育給付費に関する

 基準(第51条・第52条)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。
  - (1)電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
    - ア 特定教育・保育施設の使用に係 る電子計算機と利用申込者の使用 に係る電子計算機とを接続する電 気通信回線を通じて送信し、受信 者の使用に係る電子計算機に備え られたファイルに記録する方法
    - イ 特定教育・保育施設の使用に係 る電子計算機に備えられたファイ ルに記録された前項に規定する重 要事項を電気通信回線を通じて利 用申込者の閲覧に供し、当該利用

第3章 特定地域型保育事業の運営に関 する基準

正

案

第1節利用定員に関する基準 (第37条)第2節運営に関する基準 (第38条一第50条)

第3節特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)

第4章 雑則(第53条)

改

(内容及び手続の説明及び同意) 第5条 (略) 申込者の使用に係る電子計算機に 備えられたファイルに当該重要事 項を記録する方法(電磁的方法に よる提供を受ける旨の承諾又は受 けない旨の申出をする場合にあっ ては、特定教育・保育施設の使用 に係る電子計算機に備えられたフ ァイルにその旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者が ファイルへの記録を出力することによ る文書を作成することができるもので なければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」 とは、特定教育・保育施設の使用に係 る電子計算機と利用申込者の使用に係 る電子計算機とを電気通信回線で接続 した電子情報処理組織をいう。
- 5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち 特定教育・保育施設が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定

<u>による承諾をした場合は、この限りで</u>ない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

## 第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園 又は保育所に限る。以下この項におい て同じ。)は、法第19条第1項第2号 又は第3号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ど もに係る当該特定教育・保育施設の利 用について児童福祉法第24条第3項 (同法附則第73条第1項の規定により 読み替えて適用する場合を含む。)の 規定により市町村が行う調整及び要請 に対し、できる限り協力しなければな らない。

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- <u>第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u>

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

## 第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

# 第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園 又は保育所に限る。以下この項におい て同じ。)は、法第19条第1項第2号 又は第3号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ど もに係る当該特定教育・保育施設の利 用について児童福祉法第24条第3項 (同法附則第73条第1項の規定により 読み替えて適用する場合を含む。以下 第40条第2項において同じ。)の規定 により市町村が行う調整及び要請に対 し、できる限り協力しなければならな い。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項をの他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

## 第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保

育事業の利用について児童福祉法第24 条第3項<u>(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 育事業の利用について児童福祉法第24 条第3項の規定により市町村が行う調 整及び要請に対し、できる限り協力し なければならない。

## 第4章 雑則

(電磁的記録等)

- 第53条 特定教育・保育施設等は、記録、 作成、保存その他これらに類するもの のうち、この条例の規定において書面 等(書面、書類、文書、謄本、抄本、 正本、副本、複本その他文字、図形等 人の知覚によって認識することができ る情報が記載された紙その他の有体物 をいう。以下この条において同じ。) により行うことが規定されているもの については、当該書面等に代えて、当 該書面等に係る電磁的記録(電子的方 式、磁気的方式その他人の知覚によっ ては認識することができない方式で作 られる記録であって、電子計算機によ る情報処理の用に供されるものをい う。以下この条において同じ。) によ り行うことができる。
- 2 特定教育・保育施設等は、この条例 の規定による書面等の交付又は提出に ついては、当該書面等が電磁的記録に より作成されている場合には、当該書 面等の交付又は提出に代えて、第4項 に定めるところにより、教育・保育給 付認定保護者の承諾を得て、当該書面 等に記載すべき事項(以下この条にお いて「記載事項」という。) を電子情 報処理組織(特定教育・保育施設等の 使用に係る電子計算機と教育・保育給 付認定保護者の使用に係る電子計算機 とを電気通信回線で接続した電子情報 処理組織をいう。以下この条において 同じ。)を使用する方法その他の情報 通信の技術を利用する方法であって次

に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法 のうちア又はイに掲げるもの
  - ア 特定教育・保育施設等の使用に 係る電子計算機と教育・保育給付 認定保護者の使用に係る電子計算 機とを接続する電気通信回線を通 じて送信し、受信者の使用に係る 電子計算機に備えられたファイル に記録する方法
  - イ 特定教育・保育施設等の使用に 係る電子計算機に備えられたファ イルに記録された記載事項を電気 通信回線を通じて教育・保育給付 認定保護者の閲覧に供し、教育・ 保育給付認定保護者の使用に係る 電子計算機に備えられた当該教 育・保育給付認定保護者のファイ ルに当該記載事項を記録する方法 (電磁的方法による提供を受ける 旨の承諾又は受けない旨の申出を する場合にあっては、特定教育・ 保育施設等の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルにその旨 を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保 育給付認定保護者がファイルへの記録 を出力することによる文書を作成する ことができるものでなければならな い。

- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の 規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの(2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この 条例の規定による書面等による同意の 取得について準用する。この場合にお いて、第2項中「書面等の交付又は提 出」とあり、及び「書面等に記載すべ き事項(以下この条において「記載事 項」という。)」とあるのは「書面等 による同意」と、「第4項」とあるの は「第6項において準用する第4項」 と、「提供する」とあるのは「得る」 と、「書面等を交付し又は提出した」 とあるのは「書面等による同意を得た」 と、「記載事項を」とあるのは「同意 に関する事項を」と、「提供を受ける」 とあるのは「同意を行う」と、「受け ない」とあるのは「行わない」と、「交 付する」とあるのは「得る」と、第3 項中「前項各号」とあるのは「第6項 において準用する前項各号」と、第4

項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは、「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。